

会 議 録

会 議 名	東松山市入札監視委員会					
開 催 日 時	令和6年1月31日（水）			開 会	14時00分	
				閉 会	16時00分	
開 催 場 所	総合会館3階302会議室					
会 議 次 第	1 開会 2 委員長あいさつ 3 議事 (1) 令和5年度上半期の入札・契約状況について (2) 委員会抽出案件について (3) 令和5年度の発注状況について (4) 令和6年度東松山市発注方針について (5) その他 4 閉会					
公開・非公開の別	公 開		傍 聴 者 数	0 人		
非公開の理由 (非公開の場合)						
委員出欠状況	委員長	池田 剛士	出席	委 員	大谷 賢市	出席
	委 員	小河 大輔	出席	委 員	眞下 章	出席
	委 員	柳下 和之	出席			
事 務 局	政策財政部長			桶谷 易司		
	政策財政部次長			町田 憲昭		
	契約検査課長			島村 浩文		
	契約検査課主査			佐藤 郁也		
	契約検査課主任			新井 健允		
関 係 担 当 課	水道施設課長			中村 篤志		
	水道施設課副課長			大澤 克弘		
	唐子浄水場長			持田 敏行		
	唐子浄水場主査			小林 崇		
	学校教育課副主幹			波塚 裕紀		
	学校教育課主任			矢島 寿紀		
	教育総務課長			橋本 光能		
	教育総務課主任			重泉 直也		
総務部次長			加藤 充			

	管財課副主幹	飛田 和弘
	管財課主査	正木 智
	スポーツ課長	山口 勉
	スポーツ課主査	長島 靖幸
	都市計画課長	田嶋 徹夫
	都市計画課副課長	石川 智之

次 第	顛	末
1 開 会	事務局開会宣言。事務局司会による進行	
2 委員長あいさつ	・池田委員長あいさつ	
3 議事	<p>・会議録署名委員の指名 池田委員長から大谷委員及び眞下委員が会議録署名委員に指名される。</p> <p>・配付資料の確認（事務局）</p> <p>・委員会の開催定足数に達していることを報告（事務局）</p> <p>・会議の公開又は非公開の決定 池田委員長が会議の公開について委員会に諮り、承認を受ける。</p> <p>・議事進行については、委員長が議長となることを説明（事務局）</p> <p>（池田委員長） 議事に入ります。議事（1）「令和5年度上半期の入札・契約状況について」を事務局より説明をお願いします。</p> <p>（事務局） 令和5年度上半期の入札・契約状況について、事務局より説明</p> <p>（池田委員長） 事務局より説明がありましたが、委員の皆様から質問等ありますか。ないようであれば、議事（2）「委員会抽出案件について」に進みます。審議案件を抽出した大谷委員より、案件1番「R5水穴配水場県水受水流量計更新工事」の抽出理由の説明をお願いします。</p> <p>（大谷委員） 当該案件は落札者のみが入札し、これを落札しており、落札率も100%となっております。そこで、設計の内容、入札の執行状況について確認</p>	

	<p>したいということで選定しました。</p> <p>(池田委員長)</p> <p>わかりました。事務局より1番目の「R5水穴配水場県水受水流量計更新工事」について説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>「R5水穴配水場県水受水流量計更新工事」の入札状況について資料に基づき説明</p> <p>(担当課：水道施設課・唐子浄水場)</p> <p>「R5水穴配水場県水受水流量計更新工事」の工事概要について資料に基づき説明</p> <p>(池田委員長)</p> <p>ありがとうございます。何か御質問等ありますか。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>具体的にはどういった工事を実施することになるのか教えてください。</p> <p>(中村水道施設課長)</p> <p>県水受水量を確認するメーターがありまして、そちらを交換する工事となります。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>予定価格はどのように決定したのか教えてください。</p> <p>(事務局)</p> <p>予定価格は担当課が設計を行い算出した額と同額であります。</p> <p>(中村水道施設課長)</p> <p>設計額について、経費、労務費につきましては、国から発表されております歩掛表から算出しております。機器費、据付に必要な材料費及び撤去品にかかる処分費につきましては、見積を徴取し、その平均額を採用しております。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>メーターについては規格を提示し、業者が規格を満たすものを入手し、取り付けることとしていますか。</p> <p>(中村水道施設課長)</p> <p>サイズ等の規格は提示しております。施工業者がメーターを製作するものではなく、施工業者はメーターを購入し、それを取り付ける形となっております。</p>
--	--

	<p>(大谷委員) メーターの仕入れ先は何社か候補があるのでしょうか。</p> <p>(中村水道施設課長) はい。</p> <p>(大谷委員) 施工業者が、ある程度の裁量で規格に適合したものを入手し、施工するということですね。</p> <p>(中村水道施設課長) はい。参考資料にあります仕様を満たしているメーターであれば、どちらのメーカー製のものでも問題ありません。</p> <p>(大谷委員) 今回入札者が1者ですが、何か他の業者の入札を妨げる要因はあったのでしょうか。</p> <p>(中村水道施設課長) 先ほど見積を徴取したという話をさせてもらいましたが、見積については3者から徴取しております。その3者のうちの1者が入札しております。残りの2者について確認したところ、同時期に県や他自治体から工事を受注しており、その工期が、半導体等がなかなか手に入らないということで延長されているとのことでした。その影響を受けまして、本工事に技術者が配置出来ず入札に参加できなかったことを確認しております。</p> <p>(池田委員長) 落札率が100%であることについて、要因は思い当たりますか。</p> <p>(中村水道施設課長) 入札の終了した工事については業者の方が開示請求を行い、設計の内容を閲覧することが可能となっております。そのように研究を行ってもらえれば、ある程度の精度で設計額が推測できるものと思われま</p> <p>(池田委員長) わかりました。他の委員の方は、何か御意見ありますか。</p> <p>(柳下委員) こちらの流量計は既製品でしょうか、特注でしょうか。</p> <p>(中村水道施設課長) 既製品になります。</p> <p>(小河委員)</p>
--	--

3 者に見積を徴取したということでしたが、入札数の想定はありましたか。

(中村水道施設課長)

見積を徴取した3者には、水道メーターに関わる業者や、過去に入札に参加した業者を含めましたが、結果的に1者しか入札がありませんでした。

(柳下委員)

去年も含めて流量計の更新工事について入札数の傾向等教えてください。

(事務局)

流量計の更新工事ではありませんが、上下水道の電気系の更新工事について、指名競争入札が2件ありまして10者指名いたしました。それぞれ4者と5者という状況です。プラント系の電気工事につきましても大手が手掛けていることが多く、当市のような小さな自治体はなかなか関心を持ってもらえないという印象を持っております。

(池田委員長)

今後は入札者数を増やしていただくような工夫をお願いしたい。

委員のみなさんからは他に何かありますでしょうか。

【案件に関する疑義なし】

それでは1番目の案件についての審議は終了とします。続いて2番目の案件「社会科副読本デジタル化業務」について大谷委員より抽出理由の説明をお願いします。

(大谷委員)

当該案件は予定価格1000万円以下であり、通常であれば指名競争入札により執行することになると思いますが、一般競争入札で執行しております。このような入札を採用した理由を知りたいと考えました。また、入札・契約手続運用報告書によると落札率が100%となっており、設計について確認したいと考え、抽出しました。

(池田委員長)

それでは内容について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

「社会科副読本デジタル化業務」の入札状況について資料に基づき説明

(担当課：学校教育課)

	<p>「社会科副読本デジタル化業務」の業務概要について資料に基づき説明</p> <p>(池田委員長)</p> <p>ありがとうございます。何か御質問等ありますか。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>対応可能な業者に限られるということでしたが、補足資料 22 ページからは複数の業者が対応可能と思われます。この辺りはどういった判断をされたのでしょうか。</p> <p>(事務局)</p> <p>デジタル化自体は難しいものではないと考えております。しかしながら、教科書の副読本という特殊な出版物をデジタル化するということで、小学校の学習指導要領の理解を始め、改めて取材を行うですとか、写真の撮影を行う等、様々な対応が必要であることを担当課から聴取しておりました。業務について登録のある業者としてはこれだけ数がありますが、実際の業務の特殊性を鑑みて、一般競争入札を採用いたしました。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>実際に対応可能な業者数は把握されていますか。</p> <p>(波塚学校教育課副主幹)</p> <p>把握はしておりません。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>100 者ぐらいありますが、だいぶ絞られてしまうということでしょうか。</p> <p>(波塚学校教育課副主幹)</p> <p>はい。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>内容の確認ですが、副読本についてデジタル化するという業務でよろしいでしょうか。</p> <p>(波塚学校教育課副主幹)</p> <p>はい。紙の冊子になっているものをデータ化し、スクール端末にてアクセスできるようにするものになります。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>副読本自体に著作権があるのでしょうか。</p> <p>(波塚学校教育課副主幹)</p> <p>本件につきましては、基本的には市に著作権が帰属しております。た</p>
--	--

だ、国の省庁など他の主体に著作権があるものを許可を得て転載しているようなものについては改めて許可を取る、取材をする等必要になるものもあります。

(大谷委員)

著作権の取扱いについて業者が絞られてしまうことはないという理解でよろしいでしょうか。

(波塚学校教育課副主幹)

はい、基本的に著作権の関係で業者が絞られてしまうということはありません。

(大谷委員)

設計額については、どのように決定したのでしょうか。

(波塚学校教育課副主幹)

設計方法については、自己積算を行っております。また、他自治体の案件を二つほど参考にしており、業者によって金額の差が大きくなる傾向にありますがデジタル化の作業自体には金額の差は少ないことを確認しております。そういった中で過去に発注しました副読本の改訂についての契約額も参考に設計を行いました。

(大谷委員)

今回の入札において入札額の差が 1400 万円近く出ていますが、想定内ということでしょうか。

(波塚学校教育課副主幹)

改訂作業にあたる部分については、人件費になりますので業者毎に差が大きく出ると考えております。副読本の写真をそのまま使える会社が若干有利になるという想定は当初よりありました。

(大谷委員)

取材が必要ということでしたが、具体的にどういったものでしょうか。

(波塚学校教育課副主幹)

例えば消防署がどういった仕事をしているかという内容につきまして、消防署の写真を撮るといったことが想定されます。

(大谷委員)

デジタル化するにあたり再度取材をしなければならないということでしょうか。

(波塚学校教育課副主幹)

東松山市に著作権が帰属している部分については、そのまま使用可能

ということで仕様書に記載しておりますので、副読本を作成した会社が有利になり、他と差が開いたのではないかと思います。

(大谷委員)

今回の落札業者について、以前から関りがあったのですか。

(波塚学校教育課副主幹)

前回の副読本改訂については今回の落札業者である J S L 株式会社がプロポーザルにて落札し、作業を行いました。

(眞下委員)

資料の中には 200 者ほど該当業者として載っていますが、著作権の話や写真の話があり、以前作成したということが結果をみると大きかったと感じられます。例えば N T T データが入札されたとしても人件費でかなりの格差がでてしまうという印象を受けましたがそういった感覚でしょうか。

(波塚学校教育課副主幹)

おっしゃるとおりです。例えば高坂小学校は増築された部分がありますので、改めて取材する必要があります。また、以前載せていた部分について、変更して欲しいという部分が話し合いで出るなど、取材が占める割合は大きいと考えております。

(池田委員長)

工事の設計等は 100% に近い精度で計算できると理解したのですが、今回の取材等の費用についても計算できるものなのでしょうか。

(波塚学校教育課副主幹)

今回の積算につきましては、取材に係る人件費が一日これぐらいだろうということで計算しています。

(池田委員長)

落札率が 100% になっているのは偶然ということでしょうか。

(波塚学校教育課副主幹)

推測は容易ではないはずですので、偶然だと思われます。

(柳下委員)

業者が限定されると考え、一般競争にて広く知らしめて入札を行ったことは良い取組であり、透明性を確保する姿勢が見られます。そのうえで予定価格の決定方法について確認したいのですが、工事の仕様書については、数量があり、単価があり、それらをかけて合計してある仕様書をイメージしますが、今回の仕様書はそういった仕様書だったのでしょ

	<p>うか。</p> <p>(波塚学校教育課副主幹)</p> <p>仕様書につきましては、校正内容を主軸に作成しております。</p> <p>(柳下委員)</p> <p>取材何日といったような仕様書ではないということですか。</p> <p>(波塚学校教育課副主幹)</p> <p>こういった仕上がりのこういったものを作成してください。といった内容のものになります。</p> <p>(柳下委員)</p> <p>過去の実績や近隣の実績を基に自己積算したのですよね。</p> <p>(波塚学校教育課副主幹)</p> <p>はい。</p> <p>(眞下委員)</p> <p>参考にした2市の金額はどの程度だったのでしょうか。</p> <p>(波塚学校教育課副主幹)</p> <p>稲城市が人口9万3065人であり、令和5年6月現在小学校が12校ということで当市の11校と比較しましても近いということで同規模団体として参考にしております。稲城市の予算額が119万4600円となっております。もう1市が越谷市を先進地として参考にしています。人口は34万4406人、小学校も29校と多めになっております。こちらは契約額が192万9400円と聞いております。こちらの2市と比較すると当市の金額が高いのではないかという議論もありましたが、この2市につきましては、仕様書にてページ数やデータ量を定めていたのですが、当市においては定めておりません。そのため作業量を多く見積もった業者と少なく見積もった業者で差が出てしまったのではないかと感じており、ページ数やデータ量を明確にしなかったことは反省点の一つであると考えております。</p> <p>(眞下委員)</p> <p>改訂を行った実績のある業者では予定価格は推測できるものではないでしょうか。</p> <p>(波塚学校教育課副主幹)</p> <p>改訂を行った業者が続けてデジタル化も行う事例が多いようです。金額については、自治体毎に似通った額になることもあるようです。</p> <p>(池田委員長)</p>
--	--

	<p>前回の改訂作業も 270 万程度の金額だったのでしょうか。</p> <p>(波塚学校教育課副主幹)</p> <p>前回の金額は 292 万 6800 円です。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>確認したいのですが、J S L 株式会社が前回副読本の改訂をしたということで元データを所有していると思いますが、別の業者が落札した場合は元データの提供は受けられるのでしょうか。</p> <p>(波塚学校教育課副主幹)</p> <p>前回改訂の納品時にデータについても完成品として受け取っておりますので、そちらを落札業者に提供することは可能です。</p> <p>(柳下委員)</p> <p>標準歩掛が用意できない業務なので参考見積を行うのが一般的かと考えますが、自己積算を行ったのは何故でしょうか。</p> <p>(波塚学校教育課副主幹)</p> <p>他自治体の状況を見てみますと、内容により契約額に差が大きく、参考にするのが難しいと考えました。そこで前回改訂時の金額を参考に自己積算を行うこととしました。</p> <p>(柳下委員)</p> <p>この仕様書を 3 者以上に提示し、見積を徴取して、その平均値を設計額にするというやり方を採用しなかった理由はこういったものでしょうか。</p> <p>(波塚学校教育課副主幹)</p> <p>一般的にはそういった手法が採用されると考えますが、今回については難しかったと考えています。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>他にもデジタル化は行われていくのでしょうか。</p> <p>(波塚学校教育課副主幹)</p> <p>今回の案件が初のデジタル化であり、今回の成果物を実際に使用、評価し更なるデジタル化について検討していきます。</p> <p>(事務局)</p> <p>今回の案件につきましては、自己積算という形で進んでしまいましたが、次回以降類似案件の設計を行う場合には、設計額算定の根拠が分かりやすいよう参考見積を徴取し設計額を決定するよういたします。</p> <p>(池田委員長)</p>
--	--

	<p>委員のみなさんからは他になにかありますでしょうか。</p> <p>【案件に関する疑義なし】</p> <p>それでは2番目の案件についての審議は終了とします。続いて3番目の案件「東松山市立松山第二小学校照明器具更新工事」について大谷委員より抽出理由の説明をお願いします。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>当該案件は、入札手続運用報告書によると、応札した8者のうち7者が調査基準価格を下回る入札額であり、さらにそのうちの3者が失格基準価格を下回る入札額となっております。そこで適切に設計が行われたか確認したいと考え抽出いたしました。</p> <p>(池田委員長)</p> <p>それでは内容について事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局)</p> <p>「東松山市立松山第二小学校照明器具更新工事」の入札状況について資料に基づき説明</p> <p>(担当課：教育総務課・管財課)</p> <p>「東松山市立松山第二小学校照明器具更新工事」の工事概要について資料に基づき説明</p> <p>(池田委員長)</p> <p>ありがとうございます。何か御質問等ありますか。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>補足資料の31ページ目に、工事内容で照明器具を撤去し、設置するとは記載されていますが、機器表等については記載されていないということでしょうか。</p> <p>(飛田管財課副主幹)</p> <p>補足資料にはありませんが、発注時の仕様書には機器に関する規格は記載されております。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>具体的にはどういった工事が行われたのでしょうか。</p> <p>(飛田管財課副主幹)</p> <p>教室に天井から吊り下げられている蛍光灯について、地震時等に落下する可能性があります。そちらを落下の可能性が少ない天井付けの機器に交換するものです。</p> <p>(大谷委員)</p>
--	--

	<p> 大まかな明るさや大きさの指定はされているということでしょうか。 (飛田管財課副主幹) </p> <p> そのとおりです。機器表の中では参考品番と明るさ 6900 ルーメンを 指定しております。 </p> <p> (大谷委員) </p> <p> 見積は徴取されているのでしょうか。 </p> <p> (飛田管財課副主幹) </p> <p> 照明器具についてメーカーに見積を徴取した場合、通例ですと公表価 格での見積を提示されます。なので、各社が公表しておりますカタログ の数値を利用し、担当にて自己積算をしております。 </p> <p> (大谷委員) </p> <p> 特にどこかのメーカーを選んだわけではないということですね。 </p> <p> (飛田管財課副主幹) </p> <p> はい、単価の利用については特定の 1 者を選んでいるわけではありま せん。 </p> <p> (大谷委員) </p> <p> 単価、個数、あとは工賃を計算し設計を行い、今回の設計額を算出さ れたということですよ。 </p> <p> (飛田管財課副主幹) </p> <p> はい、そういった形で積算をしております。 </p> <p> (大谷委員) </p> <p> 調査基準価格未満の業者が多いですが、理由は思い当たりますか。 </p> <p> (飛田管財課副主幹) </p> <p> はっきりとした理由は分かりませんが、業者毎に調達能力の差があり、 付き合いのある所から安く仕入れる等して価格が下がったのではないかと 考えます。 </p> <p> (大谷委員) </p> <p> こういった照明の工事は今後も行われるのでしょうか。 </p> <p> (飛田管財課副主幹) </p> <p> まだLED化されていない教室や施設は多く、今後もこういった工事は 行われる見込みです。 </p> <p> (大谷委員) </p> <p> 同じように積算した場合、今回のように多数の業者が調査基準価格を 下回る事態が起こると考えますが担当課としてはどうお考えでしょう </p>
--	---

か。

(飛田管財課副主幹)

積算に用いる単価は市独自のものではなく、埼玉県が作成している単価を利用しております。当市で発生しているこういった事態は、県内全域で発生していると考えます。県が作成している単価については、毎年見直されているものなので、そちらが修正されれば今回のような事態も抑えられると考えます。

(眞下委員)

県が設定している価格が高いのだと考えますが、今後も県の単価を利用していくという考えでしょうか。

(飛田管財課副主幹)

大きい行政庁であれば調査を行うことができる部署があるのかもしれませんが、当市の規模ですとそういった部署を設置しましても、県より高い精度の数字が出せるのかは疑問です。やはり県の単価を使わせていただき、今回のような状況があることを報告し修正が行われるようやり取りを行うのが現実的であると考えております。

(小河委員)

市の直接工事費の設計額が高かったようですので、今回はカタログ価格ではなく、実際の価格を参考にしたほうが良いのではないかと考えます。補足資料 34 ページの入札価格の理由で(2)に事業所と現場が近接しており、別途資材倉庫や事業所が不要とありますが、今回指名している業者は全業者近場に会社がありますので、理由にはならないのではないのでしょうか。また(3)についてはよく意味が分からないのですが、管理上必要な支援とはどういったものなのでしょうか。

(事務局)

こちらの低入札価格調査を行った時期に、同種の工事を近接地域にて行っており、現場管理を行ううえで経費が下がるという趣旨になります。

(大谷委員)

落札業者が低入札価格調査で失格となった場合、次に金額の高い業者が低入札価格調査を受けるということでよろしいのでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(柳下委員)

業者から見積を徴取してもカタログ価格しか出て来ないという状況の

中、県の単価を用いて積算し、かつ低入札価格調査制度を使い、潜ってしまった業者もありましたが、柔軟な取り組みを行っているという印象を持ちました。低入札価格調査においてダンピングではなく、適正な価格であるということをどのように確認したのか教えてください。

(事務局)

低入札価格調査を実施するにあたりまして、今回の補足資料にはありませんが、より詳細な内訳書を提出してもらっています。こちらで見積もっていた資材の調達価格と、落札業者が予定している調達価格を比べ、ダンピングには至らないと判断しました。

(柳下委員)

提出した資料には、業者が算出した調達単価が記載されているのですか。

(事務局)

落札候補者が調達先より徴取した見積書をもって確認しております。

(柳下委員)

実際のメーカーが出した見積書ということですね。

(事務局)

はい。

(池田委員長)

委員のみなさんからは他になにかありますでしょうか。

【案件に関する疑義なし】

それでは3番目の案件についての審議は終了とします。続いて4番目の案件「R5東松山陸上競技場改修工事」について大谷委員より抽出理由の説明をお願いします。

(大谷委員)

当該案件は、入札・契約手続運用報告書によると、1者は低入札価格調査の結果、失格となっております。そこで、どのような理由で失格になったのか確認したいと考え、抽出しております。

(池田委員長)

それでは内容について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

「R5東松山陸上競技場改修工事」の入札状況について資料に基づき説明

(担当課：スポーツ課・都市計画課)

「R5 東松山陸上競技場改修工事」の工事概要について資料に基づき説明

(池田委員長)

ありがとうございます。何か御質問等ありますか。

(大谷委員)

日本陸上競技連盟から記録が有効になるかどうか、施設が使用できるかどうかの検査があるということによろしいでしょうか。

(山口スポーツ課長)

おっしゃるとおり、5年に一度調査が行われ、必要な改修箇所を指摘されますので、それに基づいて改修を行う工事であります。

(大谷委員)

具体的にはどういった工事が行われましたか。

(田嶋都市計画課長)

今回ルールが改正されますので、そちらに適合するための改修が一点目になります。二つ目が劣化している部分の改修となります。ルールの改正に合わせるための改修が大きいのですが、中でも大きなものがレーンの幅が1.25mであったものが1.22mになり、3cm幅が狭くなっております。その他といたしまして、レーンマーキングというトラックの内側と外側にそれぞれ障害物やスタート位置を示すマーキングがあるのですが、こういったものもルールの改正に伴い再設置しております。また、リレーのテイクオーバーゾーンを20mから30mに変更している等細かいものも含めまして多くの変更事項があり、そちらに適合するための工事が中心となっております。

(大谷委員)

低入札価格調査において、株式会社スポーツテクノ和光は独自開発の舗装材を使用することは認められないということで失格になっていますが、舗装材の素材を指定して発注しているということでしょうか。

(田嶋都市計画課長)

今回の改修については、コストを抑えることも念頭に置いているため、部分的に舗装を改修しております。そのため、仕様の中で現在使用されている舗装材と同じものを使用し改修するよう指定しております。今回提案された素材についても、単体で見れば公認が取れるものと認識しておりますが、一部分だけ別の素材で舗装されることは好ましくないと判断し、同じ素材での舗装を求めています。

	<p>(大谷委員)</p> <p>それはどちらに記載があるのでしょうか。</p> <p>(田嶋都市計画課長)</p> <p>特記仕様書のb) 材料のb-iiにWA (IAAF) 認証舗装材である旨表記しています。また、この部分だけですと製品名を表記していないため分かり辛いかもしれませんが、公告後の質疑において製品名の質疑があり、レジネースと回答しております。この質疑回答については、入札に参加した全業者に共有しております。にも関わらず株式会社スポーツテクノ和光においては、材料としてパーフェクトエースを提案してりましたので、失格といたしました。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>入札後、契約前に施工内容が分かるものが提出されるのでしょうか。</p> <p>(事務局)</p> <p>今回低入札価格調査を行う上で入札金額決定の理由について、独自開発の素材を使用することとされていたために使用材料について判明しました。低入札価格調査を行わなかった場合については、材料検査にてチェックすることになるかと思われまます。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>市としては周知を行っていたが、業者が独自の素材を使用することを提案したという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>(田嶋都市計画課長)</p> <p>素材について市が回答した部分を株式会社スポーツテクノ和光が見落とししてしまったために適切な設計ができなかったものと見ております。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>特にクレームが来てるわけでもないということでもよろしいでしょうか。</p> <p>(田嶋都市計画課長)</p> <p>はい。</p> <p>(池田委員長)</p> <p>仕様書の段階では認証舗装材を使用する旨を表記し、製品名を指定していなかったが、質疑にて製品名を回答したのはどういった理由でしょうか。</p> <p>(田嶋都市計画課長)</p> <p>一部分の改修であるため、既存の材料と同じものを使用するという想</p>
--	--

定はありましたが、明確に製品名では指定していませんでした。質疑にて製品名を問われましたので回答しました。

(柳下委員)

確認したいのですが、低入札価格調査を行った業者が提案した素材は仕様書の記載に適合していない素材だったということでしょうか。

(田嶋都市計画課長)

仕様書の記載には適合しておりました。単独で使用すれば認証される素材ではありましたが、元の舗装材と混ざってしまうと認証が下りるか確認が持てませんでした。仕様書を示した段階では既存の舗装材と同じものが使用されることを想定していましたが、質疑を受けて別の舗装材が使用される可能性も示されましたので、想定を改め、製品名を示し、同じ舗装材を使用するよう回答しました。

(柳下委員)

当初仕様書では、製品名を指定していなかったが、質疑を受けて既設の舗装材と同じものを使用するよう変更したということですね。

(田嶋都市計画課長)

はい。

(柳下委員)

その変更は入札前に入札参加者全員に周知されているのですよね。

(田嶋都市計画課長)

はい。

(柳下委員)

その材料を製造している会社は何者いますか。

(田嶋都市計画課長)

レジンエースを製造している会社は1者です。施工業者はその会社から仕入れることとなります。

(小河委員)

確認ですが、株式会社スポーツテクノ和光は、既設と同じ素材を使わなければいけないということを知っていたはずですが、独自素材でも可能だということで入札したのか、それとも単純に間違えただけなのでしょうか。

(事務局)

低入札価格調査の結果については、株式会社スポーツテクノ和光の担当者に口頭で伝えていますが、独自素材を用いる予定とした理由について

ては言及がなかったため不明です。

(小河委員)

独自素材を用いる前提で入札したことに単純な疑問は残りますが、変更されたことが入札参加者全員に周知されているのであれば問題はないでしょう。

(大谷委員)

仕様書に最初から材料を限定する旨を表記することは不可能だったのでしょうか。

(田嶋都市計画課長)

仕様書に記載することは可能でした。当初の想定では舗装材を混ぜるということは想定していなかったため、このような表記になってしまい、質疑を受けて修正しました。

(大谷委員)

弁護士の立場からすると、当初の条件は満たしていたが、条件を変更して弾かれたというものはトラブルになりかねないと考えます。当初から一部改修であるため同じ素材を使用するよう表記するべきです。

(池田委員長)

素材を混合した状態で認証が通るかどう陸連に問い合わせたりはしなかったのでしょうか。

(田嶋都市計画課長)

今回はそのような対応はしておりません。

(池田委員長)

委員のみなさんからは他になにかありますでしょうか。

【案件に関する疑義なし】

それでは4番目の案件についての審議は終了とします。

次の議事に入りたいと思います。議事(3)令和5年度東松山市発注状況について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

「令和5年度東松山市発注状況について」の説明

(池田委員長)

事務局から説明がありましたが何か質問ありますか。

(柳下委員)

平準化に取り組んでいただきありがとうございます。令和4年度の東松山市は0.49ということで平準化の促進が課題ではありますが、引き

	<p>続きをお願いいたします。</p> <p>(事務局)</p> <p>引き続き早期の発注に努め、平準化を促進していきます。</p> <p>(池田委員長)</p> <p>ほかに何かございますか。ないようですので、議事(4)「令和6年度東松山市発注方針について」事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局)</p> <p>「令和6年度東松山市発注方針について」の説明</p> <p>(池田委員長)</p> <p>事務局より説明が終わりましたが、なにか御意見、御質問等ありますでしょうか。</p> <p>(小河委員)</p> <p>工事自体が週休2日ということでしょうか。</p> <p>(事務局)</p> <p>工事に従事している作業員の方が週に2日休めるように、工事自体が週休2日ということです。</p> <p>(小河委員)</p> <p>施工会社が週休2日というわけではないということですよ。</p> <p>(事務局)</p> <p>はい。</p> <p>(池田委員長)</p> <p>完全週休2日ということによろしいのですか。</p> <p>(事務局)</p> <p>制度の変わり目ということで業者に置かれましても、完全週休2日に対応できるかどうか不明な部分もありますので、あくまで週休2日としております。</p> <p>(柳下委員)</p> <p>東松山市の不調について、県と比べても多いと見受けられますが、先ほど申し上げました平準化は不調不落対策として効果的ですし、週休2日と併せて一体的に建設業の働き方改革に取り組んでいただければと思います。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>週休2日にむけて具体的にどのように発注していくか決まっていますか。</p>
--	---

	<p>(事務局)</p> <p>具体的には決まっていますが、県の都市整備部で定めております週休2日制のモデル工事の実施要領を参考に、週休2日で進めることを前提に積算を行い契約し、業者が対応できないということであれば、その分減額の変更契約を行うという形を考えております。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>工期を長めにとるなどを考えているのでしょうか。</p> <p>(事務局)</p> <p>はい。</p> <p>(池田委員長)</p> <p>ほかに何かございますか。ないようですので、議事(5)「その他」について、委員の方から本日の議事を踏まえた改善点など御意見はございますか。ないようですので、事務局から何かございますか。</p> <p>(事務局)</p> <p>1点御報告いたします。去る令和5年12月議会に、議案を提出していましたが、令和4年度において設計の誤りにより入札後の契約相手方と契約解除を行う案件がありました。ただいま申し上げましたとおり、当該事案については昨年度に発生したものでございますが、契約解除にあたり、訴訟にまで発展しておりますことから、昨年度の時点で委員長に相談させていただき、訴訟ないし相手方との和解に配慮し、報告を差し控えておりましたが、この度相手方との和解が成立いたしましたので御報告いたします。</p> <p>訴訟事案について経緯を説明</p> <p>(池田委員長)</p> <p>事務局からの説明が終わりました。なにか御意見、御質問ございますでしょうか。</p> <p>(柳下委員)</p> <p>積算システムは導入していなかったのでしょうか。</p> <p>(事務局)</p> <p>現在は導入していますが、当時はエクセルを使用し、手入力により単価や歩掛を入力していたために誤りが発生しました。</p> <p>(池田委員長)</p> <p>金額は公表しても大丈夫ですか。</p> <p>(事務局)</p>
--	---

